

学内ドメイン割当てポリシー

平成 21 年 2 月 3 日 情報基盤機構委員会 承認
平成 27 年 3 月 26 日 一部改定

豊橋技術科学大学のトップドメイン名 **TUT.AC.JP** の下位レベルのドメイン名の割当てに関する要望については、以下の考えに基づき対応する。

[第 4 レベルのドメイン割当てポリシー]

第 4 レベルのドメイン名(文字列:**TUT.AC.JP**) は以下の基準をもって申請に基づき割当てる。

・次に掲げる学内組織に対しては、ネットワーク部長の承認をもってドメインを割当てる。

- (1) 研究組織 (系・総合教育院)
- (2) 研究所
- (3) 共同利用教育研究施設
- (4) 附属図書館
- (5) 室
- (6) 本部
- (7) 事務局

- ・学内横断的なプロジェクトなど、全学レベルの学内組織に準ずるものに対しては、センター長及びネットワーク部長の双方の承認をもってドメインを割当てる。
- ・上記に相当しないものについては、情報基盤機構委員会の承認を必要とする。

[第 4 レベルのドメイン利用変更]

ドメイン責任者はドメイン利用目的等について変更等がある場合、ネットワーク部長あてに変更申請を行う。変更の承認者は、ドメインの割当てポリシーに準ずる。

[第 4 レベルのドメインの義務事項]

- ・第 5 レベルドメインの割当てポリシーや承認者などの運用指針について第 4 レベルドメインを割当てられた学内組織で予め決めること。
- ・第 6 レベル以下のサブドメインを割当てて良いかどうかは、第 4 レベルドメインを割当てられた学内組織で基準を作成すること。
- ・年一回の継続申請を行うこと。
- ・全てのドメインに課せられた義務事項を遵守すること。

[第 5 レベル以下のドメイン割当てポリシー(ガイドライン)]

第 5 レベルのドメイン名(文字列 **2.文字列 1.TUT.AC.JP**) の割当てについては、各組織にその管理を任せるが、全学としての割当てガイドラインを示す。

- ・以下の学内組織に対して、希望に応じてサブドメインを割当てる。利用者は第 4 レベルドメインの管理責任者に申請して、第 4 レベルドメインを割り当てられた学内組織の承認で割当てる。

各系所属の研究室

各センター所属の部署

事務局所属の各課

- ・本ガイドラインによらない場合は、第4レベルドメインを割当てられた学内組織の判断で基準を作成する。この際第5レベルドメインを付与しないという基準を作成することも可能である。

[全てのドメインの義務事項]

- ・全てのドメインには一名の管理責任者（常勤の教職員）を置く。
- ・公序良俗に反したり、反社会的なドメイン名やホスト名が作成されないように留意すること。

[ドメインの廃止基準]

- ・割当てポリシーを充足しなくなったドメインは速やかに廃止する。
- ・ドメインの廃止に際しては、メール等の到達性を確保するために12ヶ月の猶予期間を設定する。
- ・第4レベルドメインについて猶予期間の延長が必要な場合は、ネットワーク部長にその理由を併せて申請する。申請の承認者は第4レベルドメインの割当てポリシーに準ずる。
- ・第5レベル以下のドメインについては、第4レベルドメインの責任でドメインの廃止ポリシーを決定する。

[第4レベルのドメイン割当て手続き]

- 1.ドメイン名を希望する組織の責任者が運用担当者名、割当て理由等明記してネットワーク部長あてに申請する。
- 2.割当てポリシーに従ってネットワーク部長または情報メディア基盤センター長が承認する。情報基盤機構委員会の承認が必要な場合は同委員会に諮る。
- 3.該当するDNSサーバの管理者が承認ドメインのDNS登録を行う。
- 4.該当組織のドメイン利用開始。
- 5.ドメイン割当てを情報基盤機構委員会に報告する。同委員会に諮った場合は不要。

[ドメイン利用確認]

- 1.情報メディア基盤センターは第4レベルのドメイン責任者あてに1年に1度ドメイン利用確認を行い、責任者の所在を確認する。
- 2.第4レベルのドメイン管理者は第5レベル以下のドメインについて各責任者を明記した割当て一覧を提出する。

[この件に関する問い合わせ先]

情報メディア基盤センタースタッフ室1（内線 6639, techstaff@imc.tut.ac.jp）